

# 地域団体商標と地理的表示



作成 2018年 2月9日

## 1. はじめに

伝統産業や特産品は全国各地に存在していますが、それだけでは市場で通用し、生き残っていくブランドになるわけではありません。

数多ある競合が国内だけでもひしめく中で、「地域ブランド」として、どのように盛り上げ、継続させていくのか、という戦略思考とその実践が不可欠となります。そのツールの選択肢として、『地域団体商標』と『地理的表示』の制度活用（登録取得）の検討が挙げられます。

『地域団体商標』制度は、地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を原則として独占的に使用する権利を保障されるという制度です。

『地理的表示』制度は、生産地と結びついた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度です。

それぞれ地域活性化を目的の一つとするものの、似て非なる制度として併存するかたちでわが国では運用されているため、両制度の概要および事例、ならびに両制度の関係性について以下にご説明します。

※酒類の地理的表示については、別途、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」により規定され、国税庁が所管していますが、本稿では割愛しております。

【全8頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

## 【 連絡先 】

---

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

## 【免責事項】

---

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

## 【無断複製・転載禁止】

---

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【弊所のウェブサイト・facebook】

---

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
  - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
  - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
  - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
  - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

